

## 赤い羽根号以外の車両整備助成申請について

(中央競馬馬主社会福祉財団助成事業)

赤い羽根号以外の車両(中央競馬馬主社会福祉財団助成事業)を要望される場合は、次の事項にご留意の上、本会のホームページより様式等を取得のうえ、助成申請書等を本会へ提出してください。

### 1. 「赤い羽根号以外の車両」について

#### (1) 要望車両について

「赤い羽根号以外の車両」を要望される場合は、赤い羽根募金の助成では対応できないため、中央競馬馬主社会福祉財団の民間助成金団体への推薦を検討いたします。この場合、申請金額の算出は、車両本体価格と付属品(消費税含む)の合計の4分の3以内としております。(登録諸費用は、法人(施設)の負担)

#### (2) 中央競馬馬主社会福祉財団助成金の長崎県の枠について

本会が推薦窓口となっている中央競馬馬主社会福祉財団の民間助成金は、毎年、長崎県の枠が600万円程度で推移しています。限られた助成枠を有効に助成するため、車両を要望される場合は、その車両の必要性、資金計画等十分ご検討いただきますようお願いいたします。

※ 中央競馬馬主社会福祉財団では、NPO法人について助成対象となりますが、申請にあたっては地元の社会福祉協議会の推薦が必要となります。詳しくは、本会担当までお尋ねください。

※ 中央競馬馬主社会福祉財団への助成要望に際して、介護保険サービス事業所等については、車両の整備に限定します。

※ 上記助成団体への申請を検討する場合で、内容等不明な点がありましたら本会までお問い合わせください。

### 2. 助成申請書について

助成申請書(「赤い羽根以外の車両整備助成申請書」、助成申請事業に関する事業計画書)、添付書類一式)は2部作成のうえ、1部を控えとし、1部を下記に従い、本会へ提出してください。

### 3. 助成申請書の提出先について

助成申請書は、原則として本会へメールにて提出してください。(メールにて提出できない場合は郵送でも可)

申請書に添付する書類(申請事業内容により異なります。)についてもできるだけPDF形式にして、メールに添付して送付をお願いします。

社会福祉法人長崎県共同募金会

E-mail: kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp

#### 4. 助成申請書の提出期限 . . . 令和7年5月30日（金）までに必着

#### 5. 赤い羽根号以外の車両助成申請書（以下「申請書」）について

- (1) 申請書の代表者等必要事項は必ずご記入してください。
- (2) 担当者は、申請される事業を把握されている方の御名前等をご記入ください。
- (3) 申請理由は、申請施設の活動状況や車両整備事業の必要性・緊急性等助成を必要とする理由をできるだけ詳しくご記入ください。
- (4) 助成申請額等資金計画については、必ず複数者に見積りを依頼し、法人において検討した具体的な資金計画をご記入ください。

※ 申請書に添付する業者の見積書の明細には、消費税額を明記（非課税物品の場合はその旨が記載されていること）するように依頼してください。

- (5) 助成申請金額は、車両本体価格（付属品を含む。）の75%を上限とします。（登録諸費用は、法人（施設）の負担としています）

なお、申請金額は、万円単位とし、万円未満は自己資金としてください。

- (6) 助成申請書に添付する資料について

申請書の提出にあたっては、申請書に下記の書類を添付してください。

- ①助成申請事業に関する事業計画書（別紙1）
- ②保有車両現況調査表（別紙2）
- ③要望車両の見積書の写

明細の中に、消費税額を明記すること。なお、見積書の原本は、法人（施設）で保管すること。

- ④更新予定車両の写真

車両を更新する（買い替え）の場合は、更新予定車両の写真（3～4枚・外観や内装部分等）と車検証の写

- ⑤カタログ

申請する車両のカタログ（表紙と整備予定の車両等が掲載されている部分、排気料の記載があるところ）を添付してください。（カタログはコピーでも構いません）

加えて、県内販売価格等の車両価格の記載がある資料を添付してください。。

#### 6. 助成申請事業に関する事業計画書について（再掲）

助成申請書には、別紙1の「助成申請事業に関する事業計画書」を併せてご提出いただきます。これは、本会が中央競馬馬主社会福祉財団への申請の窓口となっていることから、各法人が希望される申請先（赤い羽根募金又は中央競馬馬主社会福祉財団）を選択していただくためのもので、必ずどちらへ申請を希望されるかご記入のうえ、必ず助成申請書に添付していただきますようお願い申し上げます。

#### 7. 助成申請対象外施設について

特別養護老人ホーム等介護保険サービス事業所や介護保険特定施設は、赤い羽根募金・中央競馬馬主社会福祉財団の助成の対象外とさせていただきます。

但し、車両整備についてのみ、赤い羽根号以外の車両整備（中央競馬馬主社会福祉財団助成金）の対象といたします。

※ 赤い羽根募金の助成対象外とする施設

- ・ 特別養護老人ホーム、高齢者デイサービスセンター、認知症高齢者グループホーム
- ・ 介護保険特定施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）・老人保健施設・有料老人ホーム

## 8. 助成申請対象外事業等について

- ①既に購入（契約を含む。）している車両整備費（借入金の偏在を含む。）
- ②国・県等の補助金で整備できるもの
- ③法人資金（繰越金）等に対応可能なもの
- ④申請後、助成が決定する前に購入（契約）したもの

また、申請に際しては、次の事項にご留意ください。

- (1) 1法人1事業のみ申請を行うことができます。赤い羽根募金と中央競馬馬主社会福祉財団助成金の併願はできません。
- (2) 介護保険事業に係る事業については、車両整備を除き、中央競馬馬主社会福祉財団の助成申請ができませんのでご注意ください。
- (3) 赤い羽根募金の助成や中央競馬馬主社会福祉財団の助成を受けた社会福祉施設は、連年での助成申請は、原則として認められておりませんのでご注意ください。

## 9. 助成決定の時期について

赤い羽根号以外の車両整備（中央競馬馬主社会福祉財団助成）を希望された場合は、本年7月開催の審査委員会の審議を経て、推薦が決まった事業については、改めて中央競馬馬主社会福祉財団の様式による申請書などを作成後、本会を經由して当該財団へ申請を行い、その後助成決定が行われます。

## 10. 現地調査の実施について

本会では、助成申請の事業内容の確認と実態を把握するため、現地調査を行います。調査の実施については、事前に本会より日程の調整をさせていただきますが、本会業務の都合上、現地調査の時期は、6月を予定しています。申請の依あつた施設には何らかの形でお伺いすることとなります。従って、現地調査の実施前に申請のあつた車両の購入（契約を含む。）を行った場合は、申請がなかったものとなります。

なお、前年度、助成枠の関係で採択を見送りとなった場合で、翌年度同一内容の車両を申請いただいた場合は、現地調査は省略し電話による聞き取りとさせていただきます。

長崎県共同募金会 担当：甲能、田浦  
Tel 095-846-8682 Fax 095-846-8565  
E-mail [kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp](mailto:kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp)  
(郵送の場合)  
〒852-8104 長崎市茂里町3番24号  
長崎県総合福祉センター内